

# 1 分権型社会の実現

## 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

### <現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進める必要がある。

地方分権改革を進めることに伴い、地方が果たすべき役割が更に高まることは明らかであり、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえた上で、役割と権限に見合った財源を確保していく必要がある。

しかし、歳出の比率が国4：地方6である一方、国民が負担する租税収入の比率は国6：地方4と逆転した状況となっている。

本来目指すべき方向は、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せ、国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくことであり、そのためには、地方消費税の拡充をはじめとする地方税の充実強化を図るべきである。

また、地方交付税の持つ財源保障機能や財源調整機能をより適切に発揮させていくことも重要であり、地方交付税の法定率を引き上げるとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映すべきである。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、国から地方への税源移譲を推進すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重

するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。

- (3) 地方の実態を踏まえた適正な財政需要に基づき、必要な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

## 2 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築 に向けた改革の推進

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。

### <現状・課題>

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税へと復元されることとされている。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、その規模が拡大されることとなり、あわせて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設されることとされている。

真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源によってその役割を果たすことで初めて実現するものである。今、地方財政に必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築であり、その実現に向けた改革を進めていくべきである。

### <具体的要求内容>

地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。

### 3 地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

- (1) 地方消費税の清算基準について、制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化を図ること。
- (2) 地方自治体間の財政調整を目的とした不合理な見直しは行わないこと。

#### <現状・課題>

地方消費税は、製造、卸売等に係る各取引段階において、税務署を通じて、その所在する都道府県に一旦払い込まれるが、税の最終負担者は消費者であり、税収はその最終消費地である都道府県に帰属されるべきであることから、各都道府県の消費に相当する額に応じて税収を配分するための基準として、清算基準が設けられている。

清算基準については、地方消費税の創設以来、消費指標として、商業統計調査等の「統計」を基本とし、それにより把握できない部分については、消費代替指標として、「人口」と「従業者数」が用いられているが、平成29年度税制改正においては、統計調査の更新に合わせて、人口の比率を高める見直しが行われた。

さらに、平成29年度与党税制改正大綱においては、平成30年度税制改正に向け、清算基準について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討することが明記されており、全国知事会からは、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、人口を重視すべきとの提言が出されている。

統計により把握できない部分を補うために用いられる指標にすぎない人口の比率を殊更に引き上げることは、大都市から地方への税収移転を意図しているものと考えられるが、こうした見直しは、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという清算基準の本来の趣旨から逸脱するばかりでなく、地方の自主財源である地方消費税の譲与税化とも捉えられ、地方分権の流れに大きく逆行するものである。

#### <具体的要求内容>

- (1) 清算基準について、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政調整を目的として、消費代替指標である人口の比率を引き上げるなど、不合理な見直しは行わないこと。